

各分野における施策の取組状況について

- (1) 現行計画【改定版】の概要について P. 1 ~ 2
- (2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について P. 3 ~ 16

(1)現行計画【改定版】の概要について

<計画改定の背景と目的>

港区地域保健福祉計画は、「令和3（2021）年度から令和8（2026）年度まで」の6年間を計画期間として策定しており、前期3年と後期3年で区分しています。

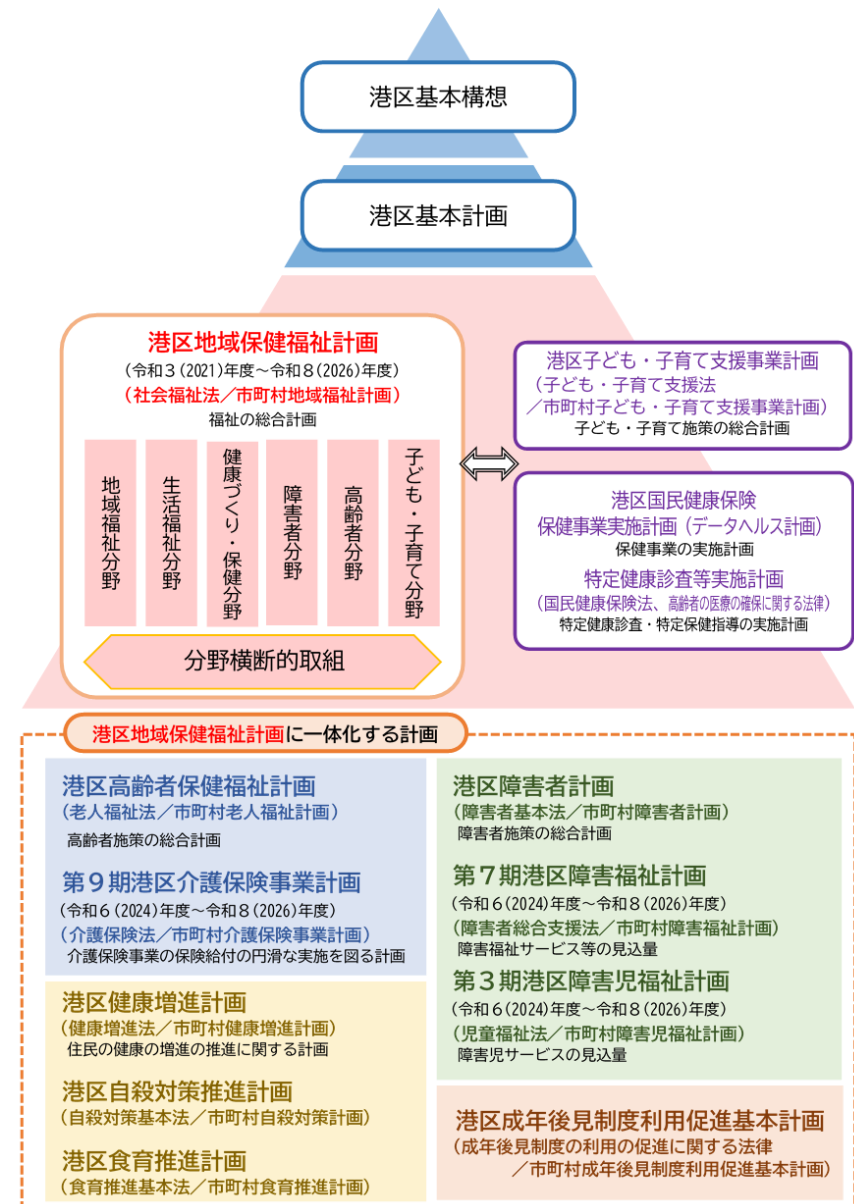
社会情勢の様々な変化により、複合化、多様化している区民ニーズや課題解決に分野横断的に対応し、国や東京都の動向にも的確に対応するための取組について、本計画の後期3年の地域保健福祉施策の方向性を示すため、令和5年度に港区の保健福祉関連分野の計画を一体的に改定（一部策定）を行いました。

<計画の位置付け>

社会情勢が変化する中、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会の実現に向けて、ますます複合化・複雑化する福祉課題解決のために保健・福祉の施策を分野横断的かつ総合的に推進するため、港区地域保健福祉計画を保健福祉に係る政策における最上位計画と位置付け、関連する計画を包含した一体的な計画として策定しています。

また、上位計画である「港区基本計画」や「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図っています。

【港区地域保健福祉計画の位置付け】



(1) 現行計画【改定版】の概要について

< 施策の体系 >

港区地域保健福祉計画は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。

分野ごとにめざす姿、施策（中項目）、各施策における取組のアウトライン（小項目）を踏まえたうえで、その具体的な取組を実施します。

< 分野横断的取組 >

区民が抱える複雑化、多様化した課題に対して一体的に対応するため、本計画を構成している6分野に共通する課題に関し、「人権・権利擁護」「情報発信の強化」「DX、ICTの推進」「担い手確保、人材育成」「生活拠点の確保」「多機関・多職種連携」の6つの観点で分野横断的に取り組んでいきます。

【施策の体系：めざす姿と施策（中項目）】

分野	めざす姿	施策（中項目）
子ども・子育て	未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会～地域で支え合う子どもの未来～	1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充 2 保育施設における保育の質の向上 3 子育て支援サービスの充実 4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進 5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり 6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える 7 子どもの未来を応援する施策の推進
高齢者	住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支え合う社会	1 心豊かで健康な生活への支援 2 認知症と共生する地域づくり 3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実 4 誰もが安心して暮らせる地域づくり
障害者	障害の有無や特性にかかわらず、本人や家族が自らの決定に基づき、生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会	1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備 2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 3 特別な配慮の必要な子どもへの支援 4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり
健康づくり・保健	全ての区民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会	1 感染症対策の強化・推進 2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進 3 子どもの健康を守る体制をつくる 4 全世代にわたる健康増進と食育の推進 5 こころの健康づくり、自殺対策の推進 6 快適で安心できる生活環境の確保
福祉生活	生活に課題をかかえても、自立して地域生活を送ることができる社会	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実
福祉地域	住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる社会	1 港区ならではの地域包括ケアの推進 2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進 3 成年後見制度の理解と利用の促進

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について

第1章

子ども・子育て分野

めざす姿

未来を担う全ての子どもが、

生育環境にかかわらず健やかに成長し、

幸福な生活ができる地域共生社会

～地域で支え合う子どもの未来～

施策（中項目）

多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

保育施設における保育の質の向上

子育て支援サービスの充実

子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

子どもの権利擁護を重視した環境づくり

支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

子どもの未来を応援する施策の推進

小項目

(1) 多様な保育サービスの充実

(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備

(1) 保育内容の質の向上

(2) 質の高い保育環境の整備

(3) 保育体制の質の確保

(4) 教育・保育の連携体制の整備

(1) 在宅での子育て支援事業の推進

(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築

(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

(2) 青少年の健全育成のための支援

(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進

(2) 児童虐待未然防止対策等の推進

(3) 身近な児童相談所における支援の充実

(4) ヤングケアラー支援対策の推進

(1) 相談事業・子育て情報提供の充実

(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

(4) 離婚前後の親への支援

(1) 生活環境の安定の支援

(2) 経済的安定の支援

(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

施策(中項目) 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

子ども・子育て分野

【小項目】

多様な保育サービスの充実

子育て世帯の様々なニーズにきめ細かく対応するため、一時預かりや病児・病後児保育、医療的ケアが必要な児童等の保育など多様な保育サービスを推進し、子育てと就労の両立を支援します。また、保育需要を的確に把握し、保育定員を適正に管理することで、可能な限り、保育施設の定員に対する空きを縮減しつつ、待機児童ゼロを継続します。

1 現状(令和6年度までの背景)

保育園待機児童が解消された一方で、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぱい」等で行われる乳幼児一時預かり事業については、「空きがなく予約が取れない」という意見が、近年継続して寄せられています。病児・病後児保育については、保護者の仕事と子育ての両立のため利用ニーズが高い一方、受入れの枠が少なく、申し込んでも利用できない場合があります、適切な定員を確保していく必要があります。

2 現在の取組(直近の取組状況)

(1) 一時預かり事業の推進

乳幼児一時預かり事業の需要に対応するため、令和7年7月に、あっぱい高輪及び(仮称)こどもの屋内遊び場を開設します。

また、現在、乳幼児一時預かり事業等を実施していない台場地域において、令和7年5月から、台場保育園を活用し、新たに一時保育を実施します。

(2) 未就園児の定期的な預かり事業の実施

こども誰でも通園制度の令和8年度からの本格実施に向け、今年度からみなとこども誰でも通園事業を試行的に実施しています。

(3) 病児保育の充実

病児保育に関する高い需要に対応するため、令和7年1月に、新たな病児保育室を開設(麻布十番)しました。

3 今後の取組

乳幼児一時預かりや病児保育に関する事業の拡充や、保育施設等における医療的ケア児の受入れなど、多様な区民ニーズを踏まえた保育サービスの充実について検討します。

また、こども誰でも通園制度について、区ならではの実施方法の検討や条例等の整備など、令和8年度からの本格実施に向けた検討を進めます。

4 今後のスケジュール

令和7年5月 台場保育園での一時保育開始

7月 あっぱい高輪等開設

令和8年4月 こども誰でも通園制度 本格実施開始

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について



高齢者分野

めざす姿

住み慣れた地域でいきいきと
安心して暮らせるよう、
高齢者を地域で支え合う社会

施策（中項目）	小項目
1 心豊かで健康な生活への支援	(1) 社会参加の促進 (2) 健康で自立した生活を維持するための支援 (3) 介護予防の効果的な推進
2 認知症と共生する地域づくり	(1) 認知症の理解促進 (2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり (3) 適切なサービスの利用の促進 (4) 地域で支え合う共生のための体制づくり
3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実 (2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実 (3) 介護にあたる家族等への支援
4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 (2) 高齢者の権利の擁護 (3) 災害時等の安全の確保 (4) 生活支援体制の充実 (5) 医療及び介護の緊密な連携
■ 介護保険制度の持続可能性の確保	
介護保険制度の円滑な運営	(1) 港区の高齢者の現状 (2) 日常生活圏域の設定 (3) 介護保険事業費の見込み (4) 介護保険料の設定 (5) 介護保険事業の適正な運営

施策(中項目) 認知症と共生する地域づくり

高齢者分野

【小項目】

認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり

軽度認知障害（MC I）や認知症初期の人を早期に発見し、速やかに適切な支援が開始できるよう認知症検診事業を実施します。また、若年性認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、地域の社会資源を活用した支援体制の仕組みづくりを進めます。

1 現状（令和6年度までの背景）

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、また、同年12月には、「認知症施策推進基本計画」が策定されました。認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会の実現に向けて、認知症施策に関する全ての取組の推進が必要です。

区は、認知症を早期に発見し、適切な対応が講じられるよう令和6年度には、港区医師会と連携し、「認知症セルフチェックシート健診」の結果を本人同意のもと共有するとともに、対応が必要な場合には、新たに区内5か所の高齢者相談センターに配置した、看護師や保健師の資格を有した「認知症支援コーディネーター」等が個別に支援をする体制を整えました。また、認知症は誰もがなる可能性があることから将来の備えのために、症状が軽いうちに今後の準備ができるよう、認知症予防に関する事業を実施しています。

2 現在の取組（直近の取組状況）

（1）港区医師会によるセルフチェックシート健診との連携

対象年齢を50歳に引き下げ、健診期間を7月から翌年1月までに延長するなど内容を拡充し、区は3,098人の受診者のうち718名への個別支援を実施しました。（令和6年11月末時点）

健診後に個別支援があることの区民への周知不足などが課題として挙げられ、健診後のフォローが効果的になるよう更なる充実が求められています。

（2）脳の健康度測定会の実施

「のうKNOW®」というツール（タブレット）を用いて脳の健康度（脳年齢等）を144名に測定し、希望者に対し個別相談の実施とデュアルタスク運動を実施しました。

また、50歳以上65歳未満の年齢向けに土曜日開催したところ、集客の伸び悩みがあったため、効果的な啓発に取り組む必要があります。

（3）地域ミーティングの開催（社会福祉法人NHK厚生文化事業団との共催）

認知症当事者によるトークセッションと認知症とともに生きるまちについてグループミーティングを実施し、20歳代から70歳代以上の計76名が参加しました。

誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症への備えが推進できるよう、理解促進の取組が必要です。

3 今後の取組

認知症の兆候をより早期に発見し対応する取組が必要なため、認知症のある人とその家族及び日常生活において認知症のある人と密接な関係を有する人の参画を得ながら、認知症予防を目的にしたプログラムの充実や理解促進など認知症の施策を推進していきます。

施策(中項目) 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

高齢者分野

【小項目】介護予防及び介護を行うための環境整備の充実

高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数の増加が見込まれることから、介護予防や生活支援サービスの充実を図る必要があるため、地域の介護を支える介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援並びに介護保険施設等の整備を進めます。

1 現状（令和6年度までの背景）

高齢者人口の増加とともに要介護認定者数の増加が見込まれる一方で、介護人手の不足や離職率の高さが指摘されています。

区では、これまで、介護現場へのロボット・ICT機器導入を支援してきましたが、介護職員の負担軽減や業務の効率化等につながる、より効果的な支援策が求められています。

2 現在の取組（直近の取組状況）

- (1) 導入費用の補助
- (2) 啓発セミナーの実施
- (3) 相談専用窓口の設置
- (4) ケアプランデータ連携システム利用料の補助

3 今後の取組

これまでの取組について効果検証を実施し、より効果的な支援に向けた制度構築につなげます。

(第9期介護保険事業計画) 介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険制度の円滑な運営

2025年は団塊の世代全てが75歳以上となります。今後も介護保険制度が持続可能となるよう要介護認定の平準化及び適正化を図り、適切な介護給付に取り組めます。

1 被保険者数及び認定者数

※実績値：令和6年10月末時点

	計画値（人）	実績値（人）
第1号被保険者数	46,951	46,463
第2号被保険者数	107,846	105,769
要支援認定者数	2,894	2,850
要介護認定者数	7,393	7,398

2 給付費等

※実績値：令和6年10月審査分まで

	計画値（千円）	実績値（千円）	執行率（%）
介護給付費	15,403,502	8,036,079	52.2%
予防給付費	358,167	195,646	54.6%
地域支援事業費	946,860	567,881	60.0%

給付費は計画値どおりに推移しています。

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について



障害者分野

めざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、
本人や家族が自らの決定に基づき、
生涯を通じて安心して暮らせる
地域共生社会

施策（中項目）	小項目
1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進 (2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上 (3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実 (4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実
2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備 (2) 日常生活を支えるサポート体制の強化 (3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実 (4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実 (5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上
3 特別な配慮の必要な子どもへの支援	(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実 (2) 家族が安心して就労できる環境の整備 (3) 地域全体で支える発達支援体制の強化
4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化 (2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進
■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて	
1 障害者数の推移	
2 サービスの見込量	(1) 障害福祉サービス等の見込量 (2) 障害児サービスの見込量 (3) 地域生活支援事業の見込量

施策(中項目) 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実

障害者分野

【小項目】

地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備

障害者グループホーム（GH）の着実な整備をはじめ、民間事業者によるGHの設置促進や区立住宅等を活用した住居の確保に向けた検討を行うなど、障害者の地域移行や親なき後の住まいの確保を支援します。

1 現状（令和6年度までの背景）

令和6年12月現在、区内には障害者GHが12か所、障害者住宅はシティハイツ竹芝に18戸ありますが、いずれの施設も需要が高く満床に近い状態であるとともに、障害者住宅は、世帯向け、単身者向け、また、車椅子住宅がありますが、単身者用車椅子住宅は区に未整備であり、整備の要望が寄せられています。

2 現在の取組（直近の取組状況）

施設名等	計画 計上	定員等	令和6年度
GH南青山	計上済	知的・精神 各5名 (女性のみ)	令和7年2月完成
GH高浜	計上済	知的6名 (男性3名、女性3名)	建設中
南麻布三丁目GH (南麻布三丁目保育室跡地) 【日中サービス支援型】	計上済	重度知的20名 (男性12名、女性8名)	整備計画策定
元麻布三丁目GH (旧麻布保育園跡地) 【日中サービス支援型】	未計上 (新規)	重症心身障害者 (※定員未定)	(活用方針決定)
単身者用車椅子住宅 (シティハイツツツ木建替)	未計上 (新規)	2戸	(活用方針決定)

※GH…グループホーム

3 今後の取組（今後のスケジュール）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
令和7年4月開設予定							
令和7年10月完成、令和8年1月開設予定							
指定管理者 決定予定(令和7年6月)							
				令和11年6月完成、9月開設予定			
				指定管理者 決定予定(令和10年度中)			
						令和13年度完成予定	
							令和14年度完成予定

※ -----> …調査(整備計画) - - - -> …設計 —————> …建設中

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について



健康づくり・保健分野

めざす姿

全ての区民が健やかで

心豊かに生活できる持続可能な社会

施策（中項目）	小項目
1 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実 (2) 新たな感染症に備えた体制の整備 (3) 予防接種の充実
2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実 (2) 災害時における保健・医療体制の整備 (3) 支え合いによる地域保健活動の強化
3 子どもの健康を守る体制をつくる	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実 (2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化 (3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進
4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	(1) 生活習慣病等の予防・改善 (2) 口と歯の健康づくりの充実 (3) がんの早期発見の推進 (4) 地域で支えるがん対策の充実 (5) たばこ対策の推進 (6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進
5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発 (2) 相談、支援の充実による自殺防止 (3) こころの健康づくりの推進 (4) 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援
6 快適で安心できる生活環境の確保	(1) 食品の安全の確保 (2) 医療・医薬品の安全の確保 (3) 環境衛生対策の充実 (4) 快適な生活環境の確保

施策(中項目) 全世代にわたる健康増進と食育の推進

健康づくり・保健分野

【小項目】

生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進

港区ならではの食育を推進するため、全世代を対象にライフステージに応じた取組を展開します。昼間人口が多く、在勤・在学者を含めた区民等の食育・健康づくりを支援するため、職域・産業保健、健康経営企業とも連携した取組を実施します。

1 現状（令和6年度までの背景）

区では、乳幼児の食育や区立小中学校における学齢期の子どもに対して、「保育園運営マニュアル（保育園給食）」や「港区学校教育食育推進指針」を策定して積極的に取り組んできました。

令和5年度に12年ぶりに改定された健康日本21（第三次）では、生涯を通じた健康増進（ライフコースアプローチ）が新たに規定され、全ての区民に生涯を通じた食育を推進する必要があります。5年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者への低栄養防止に関する保健指導を新たに実施したほか、全世代にわたる食育の推進を体系的、計画的に進めるため、港区地域保健福祉計画に包含する形で食育基本法に基づく港区食育推進計画を策定しました。

計画には新たな取組として、働き盛り世代への取組としてTHP指針を踏まえた健康経営の支援などを掲げています。

2 現在の取組（直近の取組状況）

保健所における離乳食教室、産官学連携による若年層へのプレコンセプションケアを通じた食育の啓発、区食堂での栄養改善メニューの提供、低栄養リスク高齢者への管理栄養士による訪問指導など、あらゆる世代への多様な手法による食育の推進に取り組んでおります。

働き盛り世代など現状健康体で多忙な人のように、健康づくりへの意識が低い人たちへの効果的な取組の実施手法が課題です。



区食堂で提供したメニュー
（血糖値ガパオ）

3 今後の取組

離乳食教室や低栄養リスク高齢者への訪問指導は引き続き実施していくとともに、企業連携を今まで以上に活用し、民間企業等の社食での栄養改善メニューの提供など、生活の一環の中で自然に健康づくりや食習慣改善につながる取組の実施を検討しております。

4 今後のスケジュール

令和7年	通年	初めての離乳食教室（毎月実施）
	9月	高齢者への訪問指導（2月まで）
	未定	企業連携の栄養改善メニュー提供

施策(中項目) こころの健康づくり、自殺対策の推進

健康づくり・保健分野

【小項目】

相談、支援の充実による自殺防止

相談機関との連携を密にし、相談支援体制を強化することにより、自殺につながる様々な要因に対応できる機関の相談の充実を図ります。また、自らゲートキーパーとして活動できる区民を養成するとともに、区職員等で様々な分野での専門性の高い相談窓口職員の育成を行うことにより「生きる支援」ができる人材育成推進します。

2 現在の取組（直近の取組状況）

(1) 相談の充実

精神的な問題を抱える区民等からの相談に、保健師、精神科医師（予約制）が対応をしています。また、自殺リスクが高くなる夜間の電話相談やSNSでの相談、インターネット連動広告による相談窓口への誘導等を実施しています。

(2) 相談機関の連携、協力

区内各部署や関係機関、民間団体等と連携しています。

また、自殺対策関係機関協議会や精神保健福祉連絡協議会等の各種会議を通じ施策への協議や連携強化を図っています。

(3) 生きる支援のための人材育成と専門性の向上

新人や主任昇任の職員、民生委員等に対しゲートキーパー研修を実施しています。また、保健師等への事例検討会を実施しています。

3 今後の取組

引き続き、関係機関等との連携強化を図り相談の充実を図るとともに、広く区民に対し、メンタルヘルスやこころの病気への正しい知識を持ち、身近な人への傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」養成研修を実施していきます。

4 今後のスケジュール

令和7年	5月	新人職員へのゲートキーパー研修
	10月	主任昇任職員へのゲートキーパー研修
	11月	心のサポーター養成研修

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について

第5章

生活福祉分野

めざす姿

生活に課題をかかえても、

自立して地域生活を送ることができる社会

施策（中項目）	小項目
1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	(1) 生活保護受給者等への支援の推進
	(2) 生活困窮者への自立支援の促進
	(3) ひきこもり支援の実施

施策(中項目) 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

生活福祉分野

【小項目】

ひきこもり支援の実施

ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。また、港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、生活背景に合せた包括的な支援ができるよう、関係部署や関係機関と連携します。

1 現状（令和6年度までの背景）

令和5年7月にひきこもりに関する実態調査（調査名称：社会参加に関する調査）を実施した結果、過半数以上のひきこもり当事者及びその家族が相談等の支援を希望していることが把握できました。

この結果から、令和6年4月にひきこもり支援専用相談窓口を開設しました（以下「相談窓口」といいます。）。

相談窓口の周知のため、区内全郵便局、区内全駅（JR、都営、各私鉄、ゆりかもめ）、区内協力スーパー、区内協力コンビニ、区有施設にリーフレットを設置しました。また、11月には、広報みなとに特集記事を掲載し、相談窓口の認知向上に取り組んだことで、開設時よりも相談件数が増加傾向にあります。

今後も、ひきこもりにお悩みの方が、困りごとや悩みに即した支援に繋がれるよう、相談窓口の周知を行い、相談体制や支援の充実を図っていく必要があります。

2 現在の取組（直近の取組状況）

（1）相談窓口の設置

電話・メール・来所による相談に対応。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師、看護師等の有資格者が相談対応。当事者の希望に応じて、受診や福祉総合窓口へ同行支援を実施。

（2）ひきこもり支援の理解促進と啓発

ひきこもり支援講演会を、実会場とオンラインで令和6年10月に実施。参加者33名。

（3）ひきこもり当事者への周知

ひきこもり当事者に相談窓口の存在を認知してもらえるよう、広報みなとへの特集記事掲載や、YouTube動画を作成・掲載。



3 今後の取組

相談窓口の機能強化及び更なる認知向上に加え、ひきこもり当事者及び家族の居場所づくりや、家族教室を実施し、支援の充実を図ります。

4 今後のスケジュール

令和7年4月以降 家族教室（年12回）

6月 ひきこもり家族の居場所開始（月1回）

8月 ひきこもり当事者の居場所開始（月1回）

(2) 現行計画【改定版】の各分野の取組について

第6章

地域福祉分野

めざす姿

住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けられる社会

施策（中項目）	小項目
1 港区ならではの 地域包括ケアの 推進	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実
	(2) 重層的支援体制整備事業の実施
	(3) 医療と介護の連携の推進
	(4) 効果的な情報発信
2 安心して暮らし 続けるための地域 福祉活動の推進	(1) 地域福祉を推進する体制の強化
	(2) 地域における福祉活動の支援
	(3) 福祉のまちづくりの推進
	(4) 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援
3 成年後見制度の 理解と利用の促進	(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用
	(2) 権利擁護支援の推進
	(3) 成年後見制度の理解促進

施策(中項目) 港区ならではの地域包括ケアの推進

地域福祉分野

【小項目】

重層的支援体制整備事業の実施

多機関・多職種連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題を抱える区民を、分野や制度を超えて支援関係者が連携して支援するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」による港区ならではの包括的な支援体制を構築します。

1 現状(令和6年度までの背景)

区では、これまで、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な医療機関や福祉関係機関等が豊富に集積する港区ならではの地域包括ケアを推進してきましたが、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への対応など、区民ニーズの多様化かつ複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野ごとでは対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

令和4年8月には、各地区総合支所区民課に「福祉総合窓口」を設置し、ワンストップであらゆる福祉相談を受け止め支援につなげる体制を整えました。相談者に寄り添った支援を充実するためには、より一層の包括的な支援体制の強化が必要です。

2 現在の取組(直近の取組状況)

(1) 相談支援体制の充実

今年度試行した多機関協働事業では、「障害、不登校、DV・虐待、介護」や「経済的困窮、子育て、ひとり親、ヤングケアラー等」の複雑化・複合化した事例について、本人同意を得た上で、個人だけではなく世帯全体を俯瞰して捉え、より多くの支援関係者と支援方針や役割分担を共有し、充実した支援体制を整えることができました。また、チームで支援をしているという意識が高まり、連携が一層強化されました。

本人同意が取れない事例については、令和7年度から設置する支援会議(守秘義務あり)で対応していきます。

(2) アウトリーチを通じた継続的支援の充実

地域からの情報により、8050世帯やごみ屋敷世帯を把握し、支援を開始しました。8050世帯では、定期的な訪問や関係者や親族等との連携を継続することで支援対象者と会うことができ、今後本人と信頼関係を構築し、ニーズを把握した上で必要な支援へとつなげていく予定です。来年度からは、新たに設置する支援会議(守秘義務あり)を活用し、情報共有や見守り体制等を整えます。

(3) 地域社会への参加支援

支援対象者が孤立しないよう、地域との繋がりを緩やかに回復する場として、各種サロンや交流の場等、地域の社会資源を85か所リストアップしました。

3 今後の取組

令和7年4月から本格実施し、事業委託先である社会福祉協議会の体制も強化します。また、令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法による孤独・孤立対策やひきこもり対策等と重層的支援体制整備事業の連携を図り、一体的に取り組みます。

4 今後のスケジュール

令和7年3月 港区重層的支援体制整備事業実施計画策定
4月 港区重層的支援体制整備事業開始